

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題（解答）

試験実施日：令和6年5月29日

受験者名：（事業者名）

（氏　　名）

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（　　）で自動車を使用して旅客を運送する事業である。（**道路運送法第2条**）

答. **有　　償**

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（　　）間保存しなければならない。（**運輸規則第3条**）

答. **一　　年**

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を（ ）内に記入して下さい。

- （×）1. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該自動車の乗務員の氏名を掲示しなければならない。（**運輸規則第42条**）
- （○）2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。（**道路運送法第14条**）
- （×）3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理者の業務を補助させるための者を選任した場合はこの限りでない。（**運輸規則第68条**）
- （○）4. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。（**道路運送法第30条**）
- （○）5. 事業者は安全統括管理者を選任し、又は解任したときには、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（**道路運送法第22条の2**）
- （○）6. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（**道路運送法第8条**）
- （×）7. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないが、契約相手方である旅行会社等と特別の契約がある場合については、遅滞なく国土交通大臣に届け出ることにより、その運賃及び料金によることができる。（**道路運送法第9条の2**）

- (○) 8. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。
(道路運送法第30条)
- (○) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
(道路運送法第3条)
- (○) 10. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
(運輸規則第16条)
- (×) 11. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年、その他の自動車にあっては二年とする。
(道路運送車両法第61条)
- (○) 12. 一般旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。
(運輸規則第21条)
- (×) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、実施予定日の15日前までに、届出書を提出するものとする。
(道路運送法施行規則第10条の2)
- (×) 14. 一般旅客自動車運送事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。
(道路運送法第13条)
- (×) 15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
(運輸規則第7条の2)

問3 次の法令等の（　　）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 道路運送法は（イ）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の（サ）の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、（ケ）を確保し、道路運送の（カ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて（セ）を増進することを目的とする。
(道路運送法第1条)

- | | | | | |
|--------|---------------|----------|----------|----------|
| ア. 供給 | イ. 貨物自動車運送事業法 | ウ. 車両数 | エ. 利益 | オ. 事業者 |
| カ. 利用者 | キ. 旅客の利便 | ク. 道路交通法 | ケ. 輸送の安全 | コ. 訪日外国人 |
| サ. 需要 | シ. 道路運送車両法 | ス. 適正な運営 | セ. 公共の福祉 | ソ. 旅行業法 |

2. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ウ）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により（キ）しなければならない。

(運輸規則第47条の7)

ア. 30日	イ. 60日	ウ. 100日	エ. 1年	オ. 届出
カ. 命令	キ. 公表	ク. 報告	ケ. 指導	

3. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した（オ）時期に国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、（ク）の作動その他の（カ）に点検すべき事項について、（ケ）により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法第47条の2)

ア. 厳格	イ. 乗降装置	ウ. 特定日	エ. 定期的	オ. 適切な
カ. 日常的	キ. 事故	ク. 制動装置	ケ. 目視等	コ. 点検等
サ. 状態	シ. 異音	ス. 迅速	セ. 整備管理者	ゾ. 保安基準

4. 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」において、安全重点施策として「事業者は、（カ）に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、（ケ）の確保に関する目標を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な（オ）を作成する。」こととしている。

(運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン)

ア. 計画	イ. 取組	ウ. 道路運送法令	エ. 公共の福祉	オ. 取組計画
カ. 安全方針	キ. ガイドライン	ク. P D C Aサイクル	ケ. 輸送の安全	